多くの感動と幸せに貢献

第195号 2014年7月15(火)

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉4丁目30番8号 小林会計事務所

相続税の主な改正事項 について

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正内容の一部をまとめてみました。

相続税(1)遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

改正前

<u>5,000 万円</u> + (1,000 万円 × 法定相続人の数)



改正後

3,000万円 + (**600**万円 × 法定相続人の数)

相続税が かかる人が 増える!!

4人家族(夫婦+子供2人)のご主人が亡くなった場合の相続税課税

被相続人(亡くなった人): ご主人 法定相続人: 3人(奥さん+子供2人)、推定財産: 6,000万円の場合

改正前 6,000 万円-(5000 万円+1000 万円 $\times 3$ 人) = 0 円 相続税負担なし 改正後 6,000 万円-(3000 万円+600 万円 $\times 3$ 人) = 1,200 万円 相続税負担あり

(課税遺産総額)

※1,200万円を法定相続分で按分した価格に超過累進税率を乗じて相続税を計算する。

(2) 相続税の税率構造の変更(最高税率の引き上げ)

各法定相続人の取得金額	現行税率	控除額	改正後税率	控除額
~ 1千万円以下	10%	0 円	10%	0 円
1千万円超 ~ 3千万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
3千万円超 ~ 5千万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
5千万円超 ~ 1億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
1 億円超 ~ 2 億円以下	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
2 億円超 ~ 3 億円以下			45%	2,700 万円
3億円超 ∼ 6億円以下	50%	4,700 万円	50%	4,200 万円
6 億円超 ~	3370	1,100 /31 1	55%	7,200 万円

入今回の改正部分です。

取得金額が2億円を超えると税率の引き上げと基礎控除の縮小が重なる場合もあり、 現行と比べて負担がかなり増えるケースがあります。

※贈与税についても、相続時精算課税の適用要件や暦年課税の税率構造が変更となります。

小林流月次決算で業績5%アップ! TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455